5　非常勤隊員等の退職管理の特例を定めることとした。（第八七条の三五及び第八七条の三六関係）
6　その他所要の規定の整備を行うこととした。
二　防衛省組織令の一部改正関係
防衛人事審議会の所掌事務に若年定年等隊員の求職の承認に関する事項を追加するとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第四三条の二関係）
三　防衛人事審議会令の一部改正関係
1　防衛人事審議会に置かれる離職者就職審査分科会を廃止し、新たに再就職等監視分科会を設け、その所掌事務を定めるとともに、同分科会の委員の資格要件について定めることとした。（第五条関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
四　再就職等監視委員会令の一部改正関係
再就職等監視委員会の委員長及び委員の任命の欠格事由となる自衛隊員としての前歴から除かれる者として、非常勤の自衛隊員を定めることとした。（第一条関係）
五　施行期日
この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二七年一〇月一日）から施行することとした。

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三三号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第三九号）の施行期日は、平成二七年一〇月一日とすることとした。

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三三四号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係
1　運用企画局及び経理装備局を廃止し、新たに整備計画局を置き、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条、第七条及び第二六条～第三二条関係）
2　大臣官房及び防衛政策局を改編し、その所掌事務を改めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条、第六条、第一一条、第一五条、第一六条、第一八条～第二〇条及び第二三条～第二五条関係）
3　大臣官房に新たに施設監一人を置き、その職務を定めるとともに、参事官の定数を改めることとした。（第一〇条の三及び第一〇条の四関係）
4　統合幕僚監部に新たに総括官及び参事官を置き、その職務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第五五条、第五七条、第五八条及び第七〇条関係）
5　陸上幕僚監部の装備部及び開発官、海上幕僚監部の装備部及び技術部並びに航空幕僚監部の装備部及び技術部を廃止し、それぞれ新たに装備計画部を置くとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一章第五節第一款第二目～第四目関係）
6　防衛装備庁の新設等に伴い、同庁の内部組織を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二章関係）
7　その他所要の規定の整備を行うこととした。
二　自衛隊法施行令の一部改正関係
1　防衛装備庁の新設に伴い、自衛隊法第三〇条の二第一項第六号の規定に基づき政令で定める事務次官若しくは防衛審議官、防衛省本省の官房長、局長若しくは次長又は防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長の官職に準ずる官職として、防衛技監、装備官及び防衛装備庁の審議官を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第二条、第五一条の五、第五一条の六、第五一条の八、第五一条の九、第五九条の四、第五九条の五、第八七条の六、第八七条の一五、第八七条の一六、第八七条の一八、第八七条の三〇及び第八七条の三六関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
三　自衛隊員倫理規程の一部改正関係
防衛装備庁の新設に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第二条、第四条、第六条、第七条及び第一一条～第一五条関係）
四　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係
1　本省の内部部局の改編、防衛装備庁の新設等に伴い、事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分及び俸給の特別調整額の支給される官職を定めることとした。（第三条及び別表第三関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
五　その他
1　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。
2　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二七年一〇月一日）から施行することとした。

◇独立行政法人農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令（政令第三三五号）（農林水産省）

1　内閣総理大臣への権限の委任
独立行政法人農林漁業信用基金等に対する主務大臣の立入検査の権限のうち農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任することとした。（第四条関係）
2　財務局長等への権限の委任
独立行政法人農林漁業信用基金法第二〇条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長等に委任することとした。（第五条関係）
3　主務大臣
この政令における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣とすることとした。（第六条関係）
4　施行期日
この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第三三六号）（総務省）

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係
1　個人番号カードの交付に係る手続について、交付時に住所地の市町村の事務所に出頭し、本人確認を行った上で個人番号カードを交付する方法に加え、次に掲げる特例を追加することとした。（第一三条関係）
㈠　住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長を経由して交付申請書を提出することができるものとすること。
㈡　交付申請者が住所地市町村長又は住所地市町村長以外の市町村長が指定する場所に出頭して交付申請書を提出したときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、市町村の事務所へ出頭することなく個人番号カードを交付することができるものとすること。
2　個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分を利用できる者として、国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を行う民間事業者を追加することとした。（第一八条関係）
3　個人番号の指定及び通知等に関する経過措置に係る事務を追加するとともに、当該事務を地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（附則第三条関係）
二　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係
公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）を追加することとした。（第二条関係）
三　施行期日等
1　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。
2　地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）について、所要の規定の整備をすることとした。